

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	林班	小班	面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準(注1)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1, 6, 7, 10, 11, 17, 18, 20~23, 31, 32, 34~37, 39~46, 48~54, 57, 58, 63, 64, 66, 67, 69, 79, 83, 85~88, 90, 92, 97, 101, 103~105, 113, 115, 119, 126, 128~130	水源涵養林にゾーニングされている小班全て	2, 845. 51	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：2.0ha以下
	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林及び、択伐による複層林施業を推進すべき森林(注2)	18	1、2、4、10、16、17	26. 52	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：1.0ha以下 急傾斜地択伐
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林(注3)	88	375、376	0. 20	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：2.0ha以下
		90	418	0. 04	
		98	6、29を除く全域	98. 32	
		100	12~16、19、20、27、28、30、32~34、36、38、39、44、46、49、51、52、54~56、59、60、63、65、69、72、74、81~84、86、87、89、94、98、99、115、121~123、130、132、137、144、146、154、156、157、162、164、165	68. 01	
		101	2~4、14、15、18~22、24~26、29、31、32、35、36、39~41、43、44、47~52、55、57、58、61、63、65、66、68、69、71、73~79、82~84、90、92~100、102~104、106、107、113~117、120~126、129、130、132、136~147、156、159~166、168、169	131. 65	
102	1、2、6、11、14、33、43~51、53、65、66、68~70、72、101、102、106、112、115、147~149、152、154~156、167、171、172、177~179	37. 46			

区分	施業の方法	林 班	小 班	面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準 (注1)
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1, 6, 78, 87, 89	生活環境保全林されている小班全て	32.19	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
		5, 88, 105	保健・文化機能等維持林にゾーニングされている小班全て	27.80	
		98	6, 29	4.16	
		100	35, 47, 48, 97, 104, 145, 149, 150, 152, 155, 161, 163	9.29	
		101	1, 11, 37, 151~154, 157, 158	9.00	
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	6, 24, 48, 89, 92, 97, 99, 104, 105, 107, 108	山地災害防止林にゾーニングされている小班全て	69.52	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 (伐採後の更新が造林による場合) その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		90	415	0.08	
		102	52, 75, 118, 157, 158, 169	3.72	

注1 森林計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定めるほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上